

令和8年3月1日より

林野火災注意報・警報

の運用を開始しました

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市での大規模な林野火災を教訓に林野火災予防の強化を目的として、「林野火災注意報・警報」の運用を開始しました。

林野火災注意報・警報は、気象状況が一定の基準を満たした場合に発令します。

【林野火災注意報の発令基準】

林野火災注意報は、気象の状況が次のいずれかに該当し、消防長が火災の予防上危険であると認める場合に発令します。

- 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
 - 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。
- ※降水が見込まれる場合又は積雪がある場合等は発令しないことがあります。

【林野火災警報の発令基準】

林野火災注意報の発令基準に加えて、強風注意報が発表されているときに発令します。

【発令対象区域】

府中町内全域

【発令対象期間】

1月～5月

詳しい情報はコチラ



府中町消防本部（署） TEL：082-286-3119

【林野火災注意報・警報が発令されたときの「火の使用制限」について】

- 山林、原野等において火入れ又は喫煙をしないこと
- 花火(がん具用を含む)を消費しないこと
- 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと
- 屋外において、燃えやすい物や爆発しやすい物の近くで喫煙をしないこと
- 燃えかす(炭やたばこの吸殻・灰など)は、火が確実に消えていることを確認し、始末すること

【林野火災注意報・警報が発令されたときの「火の使用の制限」に従わなかったとき】

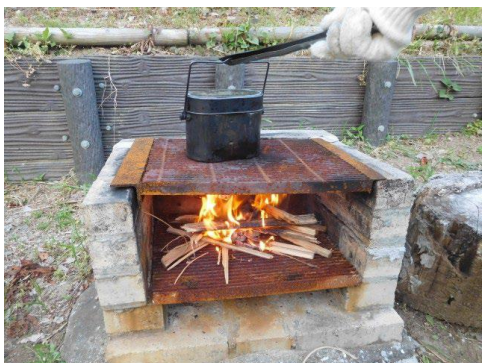
林野火災注意報は、警報発令の前段階に発令するもので、罰則の伴わない努力義務を課すものです。

一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」の義務を課し、消防法第44条では違反した者に対する罰則(30万円以下の罰金又は拘留)が定められています。

【規制対象となる行為の例】

とんど焼き、炎を使った土壌消毒や殺虫、花火や火遊び、たき火、キャンプファイヤー、落ち葉を燃やす、可燃物の近く及び山林での喫煙、かまど(薪)等

※伝統行事や地域行事であっても、とんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。



【規制対象外となる行為の例】

バーベキュー台、七輪、ガス器具など(火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等に限る)
※それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象となりません。

